

『TPPを使って海外へ輸出したい』

TPP原産地証明制度普及・啓発事業

TPP では、事業者自らが原産地証明書を作成することが必要となるため、TPP を活用して海外に販路を拡大しようとする事業者に対して、ガイドラインの作成、セミナー開催及び相談窓口の設置等を実施します。

対象となる方

TPP協定を活用し、同協定の締約国（オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国、ベトナム）向けに販路を拡大しようとする事業者

支援内容

1. ガイドラインの公表

TPP の特惠関税の利用までの全体像の整理、具体的品目の関税分類番号の特定の方法、TPP の特惠税率の確認方法、原産地規則の確認方法、原産地証明書の作成の方法などをまとめたガイドラインをホームページに掲載します。

2. Webによる実務ツールの提供

TPPの特惠関税を利用するために必要な情報を容易に参照できる環境を整えるため、TPPの特惠関税率・原産地規則の確認用webサイト、原産地証明書の作成支援webサイトを整備し、無料で提供します。

3. 事業者向けセミナーの開催

全国各地において事業者向けのセミナーを開催します。

4. 無料相談窓口の設置

全国各地に常設の相談窓口を設け、TPPに関する特惠関税、原産地規則及び原産地証明制度に関する相談にお答えします。

ご利用方法

TPP原産地証明制度普及・啓発事業の事業実施機関にお問い合わせください。

お問い合わせ先

全体について： 経済産業省 通商政策局 経済連携課 電話：03-3501-1595

1, 3, 4 について： 独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）

「TPP 原産地証明制度普及・啓発事業」チーム 電話：03-3582-4935

2 について： デロイト トーマツ コンサルティング合同会社 レギュラリ ストラテジー 電話 03-5220-8600